

長環保第 336 号
令和 5 年 1 月 31 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 浅見 宣義

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業
環境影響評価準備書に関する環境保全の見地からの意見について (回答)

令和 4 年 3 月 31 日付滋環政第 336 号にて照会のありました、環境影響評価法第 20 条第 2 項の規定に基づく環境保全の見地からの長浜市意見につきましては、下記のとおりである。

記

本事業は株式会社グリーンパワーインベストメントが滋賀県長浜市余呉町および福井県南条郡南越前町の周辺において、最大出力 163,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は再生可能エネルギーの導入と普及に資するものであり、長浜市が掲げる「ゼロカーボンシティ」の趣旨に合致するものと解される。また、事業実施想定区域内（以下「想定区域」という。）に存在している中河内地区は、総務省が指定する「過疎地域」であり、人口流出が顕著である。中河内自治会は、本事業が地域活性化につながるものとして大いに期待を寄せている。

一方、想定区域内には重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナーオオバクロモジ群集」が分布しており、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されている他、ガン類及びコハクチョウ類等の渡りのルートとなっている可能性がある。

このため事業者は、本事業の実施に当たって以下の措置を適切に講じられたい。

1. 総論

(1) 環境保全措置の検討・実施

事業者は、本事業の実施に当たり各種法令を遵守すること。また、本意見書の「各論」の指摘について十分に検討し、適切で具体的な対策を講じること。

(2) 事後調査及び追加的環境保全措置の検討・実施

事業者は、事業供用後に継続的な事後調査を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。環境保全措置の追加に当たっては、事後調査

の結果や専門家の助言を踏まえ、客観的・科学的に検討すること。

(3) 事業の見直し

上記のほか「2. 各論」により、事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 地域住民等への説明

本事業の実施に当たっては、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音・低周波音

想定区域から約 1.6 km の距離には、長浜市立湖北病院中河内診療所が存在しており影響が懸念される。事業者は、事業供用後も専門機器による騒音測定と住民への聞き取り調査を行い、健康や生活環境に影響がないか事後調査を行うこと。

(2) 水質

想定区域では、過去のスキー場開発工事に起因すると思われる山肌からの濁水が発生している。漁業関係者を中心とした地域住民の中には、令和 4 年 8 月 5 日に発生した豪雨以降、当該開発地を上流とする大音波谷川の濁水が続いていることについて懸念を抱いている方がいる。事業者は、当該開発地の是正工事を優先的に行うなど、上記不安の解消に努めること。

また、事後調査が行われないことに対して農業関係者から不安の声が上がっている。事業者は、当該地域が琵琶湖の重要な水源であることに留意し、工事等に伴う濁水による周辺河川の影響を最小限にとどめ、準備書記載の環境保全措置を適切に行い、事業供用後には事後調査を行うこと。

(3) 防災

想定区域及びその付近には柳ヶ瀬断層が存在しているため、地震発生時のリスクについて十分調査・検討を行い、国が示す指針値及び最新の知見に基づいた適切な方法により万全の対策を講じること。

想定区域における、本事業の開発行為による土砂の崩落又は流出の影響に最大限注意を払い回避に努めること。土砂流出防止柵や沈砂池等は定期的に保守点検を行い、破損等を発見した場合早急に交換等の対策を行うこと。また、豪雨や台風等の発生後は必ず現地の点検調査を行い、被害状況を確認し早急に対応すること。

(4) 森林

想定区域は、「長浜市森づくり計画」で森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）区域としており、奥山林として豊かな天然林が広がり、琵琶湖の水源として水源涵養機能をはじめ山地災害防止機能・土壌保全機能の維持発揮をしている。地域住民の中には、造成地の施工、地域改変等による森林面積の減少と山の保水力の低減による土砂の崩落及び流出を懸念している方がいる。森林の伐採は最小限とし、影響を極力回避すること。

また想定区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変等による影響が懸念される。専門家からの助言を踏まえた適切な方法による環境保全措置を講じ、事業供用後も事後調査を行い、必要に応じて専門家等の指導・助言を踏まえた環境保全措置を講じること。

また、植生の変化に伴うシカの増加が懸念されるため、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」の内容を踏まえ、シカの食害に起因する少雨での土砂流出が発生しないよう、予防的措置を講じること。

(5) 希少猛禽類

クマタカについて、想定区域内に複数のペアが確認されており、今回把握されている行動圏の記録から複数ペアの行動圏への影響や、個体の発電機への衝突等が懸念される。対策として挙げられている目玉シールの効果については、見慣れないものへの忌避行動で、効果の持続性については疑問が残る。また、根拠として挙げられている鳥学会の資料では、ノスリについて効果があるとされているが、猛禽類であっても習性は異なり、クマタカには当てはまらない。当該地域に生息するクマタカやイヌワシ等のバードストライクを防ぐため、種それぞれの行動特性を把握したうえで、発電機の設置個所の移動や撤去も考慮した効果的な対策を検討すること。また、事業供用後もモニタリング等の調査を継続し、影響が認められた場合には専門家等の指導・助言を踏まえた環境保全措置を講じることとし、稼働後においてバードストライクが発生した場合、事故の確認、情報の公開、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処を事前に定めて実施すること。

(6) 渡り鳥

想定区域は、「国際的に重要な湿地」としてラムサール条約のリストに登録されている琵琶湖と、北陸の日本海沿岸地域とを結ぶ稜線上に位置している。そのため本件環境影響評価においては、渡り鳥への影響について慎重に検討しなければならない。全てのガン・カモ・ハクチョウ類について、渡りのルートから外れていると推測しているが、時期や渡りのコースについては天候等の要件に左右されるため、今回の調査

日数では十分とは言い難い。夜間の渡り鳥調査の範囲についても、今回の調査範囲が想定区域内の一部に限られたため、事業供用後も引き続き範囲を拡大しながら調査を行い、必要に応じて専門家等の指導・助言を踏まえた環境保全措置を講じること。

また、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応について、事故の確認、情報の公開、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を事前に定め実施すること。

(7) 景観

想定区域内及びその周辺の自然景観は、四季を通じて彩り豊かな森林景観がみられる当市の貴重な景観財産である。余呉高原リゾートヤップについては、最大垂直視覚が7.9度との評価であり、NEDOの知見で「負の意味で風力発電機を気にするようになる」とされる4度を大きく超え、送電鉄塔の見え方の知見の「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」とされる5～6度を超えているにも関わらず、環境保全措置を講じることによって影響の低減が図られるとの評価のみである。緑豊かな景観に影響を与える場所での計画と認識をもち、より詳細な環境影響評価を行い、当該風力発電設備の新設に当たっては「長浜市景観まちづくり計画」に定める景観形成基準を遵守し、周辺への影響を極力抑えるよう配慮すること。また、発電機の色については、周辺の景観との調和に配慮した色彩とし、高明度・高彩度のものは避けること。

(8) 文化財

想定区域内には周知の遺跡「枳ノ木砦遺跡」が所在する。周知の遺跡の範囲内で工事を行う場合は、事前の連絡・協議を長浜市の担当課と行うこと。

(9) 廃棄物

廃棄物については、工事規模や工法の工夫等により発生量を可能な限り抑制したうえで、準備書記載の環境保全措置を講じること。また、準備書によると廃棄物は「可能な限り有効活用に努め、切土・掘削工事に伴う発生土は可能な限り盛土に利用する」とあるが、有効活用の完了までに一定の期間を要することが考えられる。発生土を一時的に保管する必要がある場合は、濁水の発生や土砂の流出、その他周辺環境への影響を及ぼさないよう対策を講じること。

(10) 行政との連携

本事業の検討・実施に当たっては当市と協議・調整を十分に行うこと。また、本事業が当市の掲げる「ゼロカーボンシティ」に資するものとなるように努め、当市が協議を求めた際には、積極的に応じること。

